

社労士会労働紛争解決センター山梨申立費用及び謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社労士会労働紛争解決センター山梨規程（以下「センター規程」という。）第14条第2項、第15条第2項及び第20条の規定に基づき、費用及び謝金の額、支払方法に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、センター規程及び社労士会労働紛争解決センター山梨和解手続規程（以下「手続規程」という。）において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第3条 あっせん手続に関して、当事者から徴収する費用は、次条の申立費用及び第5条の費用とする。

(申立費用)

第4条 申立人は、申立書をセンターに提出し、受理後に、申立費用として金10,000円（消費税を除く。）を現金で納付しなければならない。なお、双方から申立ての場合の申立費用は、折半するものとする。

2 申立費用は、申立てを受理する旨の決定をした後は返還しない。ただし、手続規程第12条第3項の規定によりあっせん手続が終了したときは、郵送料その他の実費を控除した残額を申立人に返還する。

3 申立費用は、第6条の規定による減免がされた場合にはその全額又は一部の額を、申立てを不受理とする旨の決定をした場合にはその全額を返還する。

4 前2項に規定する申立費用の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

(その他の費用)

第5条 手続に要する通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費、宿泊費、その他の費用については、費用発生時にあっせん委員が、当事者の意見を聴いて負担額及び負担割合を定めることとし、当事者は、これに従ってセンターに速やかに費用を現金で納付するものとする。

2 あっせん委員は、前項に規定する費用を支払う必要があるときは、あらかじめ、その旨を当事者に説明して、了承を得なければならない。

(申立費用の減免)

第6条 センター長は、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯その他の事情を勘案して、申立費用の全部又は一部の支払いについて、運営委員会の承認を得て免除することができる。

(謝金等)

第7条 センターが、あっせん委員及び担当弁護士に支払う謝金は、あっせん手続の申立件数1件(被申立人があっせん手続の依頼をしたものに限る。)につき金10,000円(源泉所得税を除く。)とし、あっせん手続が終了した後に支払うものとする。

2 あっせん委員及び担当弁護士があっせん手続の期日に出席するために要する交通費は実費を支給するものとする。

3 センターは、運営委員会等の会議に運営担当弁護士が出席した場合には、1回につき金5,000円、その他の委員の出席については1回につき金1,000円を支払うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、県会理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年3月22日(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を取得した日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は平成24年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年12月8日から2年の間、これを免除するものとする。

附 則

(申立費用)(謝金等)

1 この規定は平成26年1月1日から施行する。(第4条(消費税を除く。)、第7条(源泉所得税を除く。))

附 則

(施行期日)

1 この規定は平成26年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年12月8日から2年の間、これを免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規定は平成28年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年12月8日から2年の間、これを免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規定は平成30年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年12月8日から2年の間、これを免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規定は令和2年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年12月8日から2年の間、これを免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規定は令和4年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年12月8日から2年
の間、これを免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規定は令和6年12月8日から施行する。

(申立費用)

2 申立費用については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年12月8日から2年
の間、これを免除するものとする。